

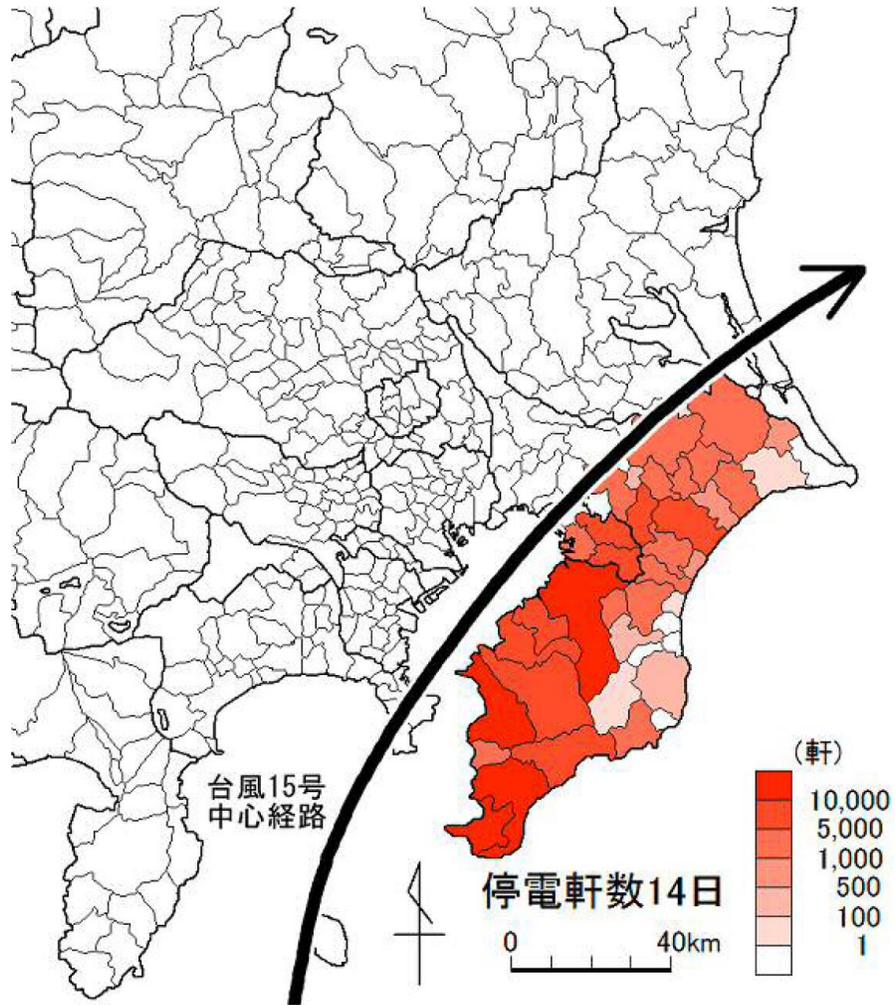
# 千葉県台風被災住宅応急修理事業

令和元年台風15号・19号・10月25日の大雨による被災住宅の応急修理

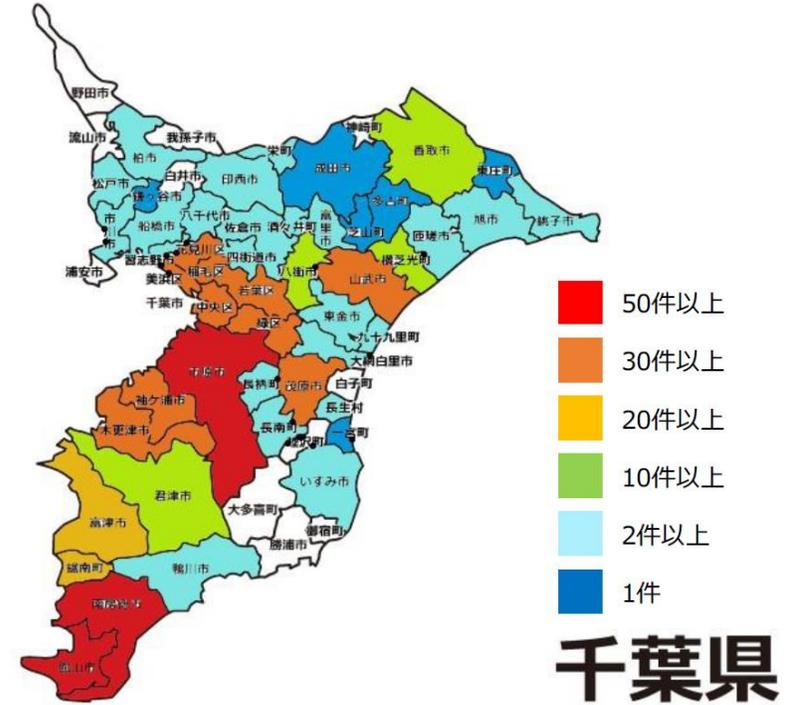
# 今回の千葉県での応急修理事業の経緯

---

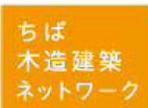
- ・令和元年9月9日未明 台風15号(房総半島台風)が千葉県を通過  
(最大瞬間風速57.5m/S千葉市)
- ・長く停電が続き、被害状況の把握に時間がかかった。
- ・発災からしばらくは各々の顧客対応(主に屋根の応急処置)に追われた。
- ・千葉県から県のホームページに修理の出来る業者掲載依頼  
→ちば木造建築ネットワークの中から8社を載せた
- ・被災者から直接ホームページに載せた工務店に修理の依頼があったが、  
それ以上にちば木造建築ネットワークの事務局に問い合わせが多く来た。  
→8社で振り分けて廻った。



見積案件自治体分布 (令和2年6月30日時点)



# 当初はちば木造建築ネットワークの中の8社で応急修理を対応した



Chiba Wooden Building Network

臨時設営ページ

台風15号の災害補修が出来る工務店



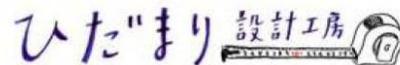
有限会社タケワキ住宅建設

〒270-2213 松戸市五香3-9-5  
TEL.047-387-8840 FAX.047-385-5169

## 株式会社中野工務店

株式会社中野工務店

〒272-0033 市川市市川南4-8-14  
TEL.047-324-3301 FAX.047-322-4800

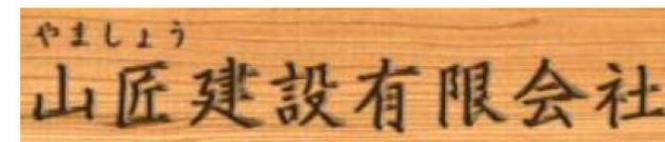


株式会社ひだまり設計工房

〒273-0861 船橋市米ヶ崎町441-10  
TEL.047-407-2920 FAX.047-407-2975

株式会社持井工務店

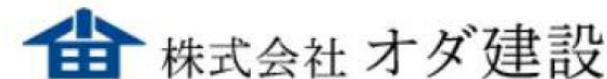
〒274-0817 船橋市高根町1488  
TEL.047-439-1678 FAX.047-439-1679



〒275-0001 習志野市東習志野5-14-10  
TEL.047-477-5020 FAX.047-477-5080

## 株式会社中央建工

〒284-0005 四街道市四街道1570-62  
TEL.043-424-1100 FAX.043-424-0400



〒285-0846 佐倉市上志津1061-3  
TEL.043-462-1001 FAX.043-462-1002

株式会社エムツーホーム

〒299-4212 長生郡白子町古所3018-2  
TEL.0475-33-5259 FAX.0475-33-5610

ちば木造建築ネットワーク  
HPより



- ・その後10月12日台風19号、10月25日の大雨と立て続けに千葉県を襲った。
- ・当初応急仮設住宅建設の話があったが、避難所に避難している人が少なく民間賃貸住宅を借上げるみなし仮設のみで建設型の仮設の話はなくなった。
- ・令和2年7月現在、みなし仮設住宅に524件の方が利用継続中。
- ・10月上旬、千葉県と国交省から全木協千葉県協会に応急修理対応の依頼
- ・10月末までに応急修理の事業スキーム作成と並行して今回の事業の補助金申請と2014年に県と結んでいた災害協定に応急修理の項目を追加
- ・11月7日事業開始 フリーダイヤル、現地相談窓口
- ・登録工務店制・建築士による電話、現地窓口相談員
- ・現在登録工務店60社で見積もり、工事を対応
- ・2020年3月以降も延長して12月末まで事業継続

・住家被害

全壊	514 棟			
半壊	6,963 棟	房総半島台風	東日本台風	10月25日の大雨
一部損壊	89,889 棟	全壊 448 棟	全壊 32 棟	全壊 34 棟
床上浸水	181 棟	半壊 4,694 棟	半壊 379 棟	半壊 1,890 棟
床下浸水	617 棟	一部損壊 77,091 棟	一部損壊 10,607 棟	一部損壊 2,191 棟
		床上浸水 8 棟	床上浸水 0 棟	床上浸水 173 棟
		床下浸水 42 棟	床下浸水 33 棟	床下浸水 542 棟

被害状況 2021年2月末現在  
千葉県発表

風による屋根の被害が多く、  
一部損壊が90%以上

<住宅支援制度別の実績> (R2.7末時点)

住宅支援制度	被害区分	申請件数	工事完了件数
応急修理	計	6,042	3,467
	半壊以上	2,850	1,749
	一部損壊	3,192	1,718
緊急支援事業 補助金	計	18,243	11,811
	半壊	37	31
	一部損壊	18,206	11,780

※ 緊急支援事業補助金の一部損壊の件数は応急修理を併用している件数を除いてあります。

<被害区分別の実績> (R2.7末時点)

被害区分	申請件数	工事完了件数
半壊以上	2,887	1,780
一部損壊	21,398	13,498
計	24,285	15,278



2020年7月の段階で  
申請件数の40%弱が  
工事未完了



千葉県から（一社）全国木造建設事業協会にお願いしたいこと

1. 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（平成 26 年 4 月 18 日付）の改正

- 現在、千葉県と（一社）全国木造建設事業協会（以下「全木協」という。）との間で締結している協定書について、現行では、災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定となっているが、当該協定書を「災害時における災害救助法に基づく応急修理や、それ以外の修理」についても対象とする協定書の改正についてご協力いただきたい。
- 協定書改正の詳細については別途ご相談させていただきたい。

2. 応急修理の申請や補助金の申請に必要な見積書の作成を円滑に進めるためのコーディネート

- 台風第 15 号及び第 19 号により、千葉県内では多数の住宅が被災し、特に、県南部の 4 市町では被災住宅の戸数が多数の状況にある。
- 千葉県としては、10 月 29 日以降、順次、応急修理申請の受付や、補助金申請の受付を開始したいと考えているが、申請に必要な見積書を作成できる工務店等が不足している状況にある。
- このため、全木協には、応急修理の申請や補助金の申請に必要な見積書の作成を円滑に進めるためのコーディネートをお願いしたい。具体的には、
  - ・被災者から見積書の作成に係る相談を聞き、
  - ・被災状況に応じて、見積書を作成することが可能な工務店等を選定し、
  - ・見積書の作成を効率的に進めるため、一定程度まとまって見積書を作成できるよう、日程等の調整を行う等の調整役を担っていただきたい。

## 10月上旬 千葉県より全木協に 応急修理の要請

10月末から一部損壊の補助金の申請受付を  
始めるにあたり、工務店が不足している為



## 全木協千葉県協会として 修理事業のスキーム作成

## <業務フローのイメージ>

- ①全木協が、市町村が設置する応急修理、補助金申請被に係る受付窓口の隣に「見積書相談窓口」を設置（※）。

※見積書相談窓口の設置をどの市町村に設置するかや、配置人員の規模は今後調整。例えば、被害の多い4市町には窓口を設置し、4市町以外は電話相談で対応することが考えられる。また、全木協が設置する「見積書相談窓口」は、手続きの円滑化や経費の抑制のため、できるだけ市町村の受付窓口の近くに設置することを想定。）

- ②全木協が、被災者からのヒアリングや写真等により被害状況を確認し、被害の部位等を把握する。
- ③全木協が、被災者に対して、見積もりの立ち会いが出来ない日程を確認する。（希望日時を聞くと収集がつかなくなるおそれ）
- ④全木協から相談に来た被災者に対して、見積もりの実施時期の目途を伝達するとともに、日程の詳細については2～3日中（P）に電話で連絡する旨を伝える。

- ⑤全木協は相談を受けたものについて、「案件一覧表」を作成・整理し、実施日、実施場所等に関して一定のまとまりで見積もりが可能な案件をグルーピングする。
  - ⑥グルーピングした案件について、全木協から会員事業者に対して見積書作成協力を依頼し、手を上げてくれた事業者のうち、適任の事業者を選定。
  - ⑦全木協から、相談を受けた各被災者に対して、見積もりの日時、見積もりを行う事業者名・担当者、事業者・担当者の連絡先を電話で連絡。
  - ⑧選定された事業者は、現場を訪問し、見積書を作成し、被災者へ手交するとともに、見積書を作成・手交した旨を全木協に報告。
  - ⑨全木協は、事業者から受けた報告内容を「案件一覧表」に反映。
- なお、国土交通省からは、コーディネートに要する費用の一部については、補助事業により支援対象となると聞いており、詳細については今後整理させていただきたい。

### 3. 応急修理や補助金を活用した修理を円滑に進めるためのコーディネート

- 応急修理及び補助金を活用した修理については、小規模なものが多くなることが想定され、1件1件の修理をバラバラに実施することは非効率と考えられる。同一工種の修理を一定のまとまりをもって実施することで、効率的に修理を実施することが可能と考えられる。
- このため、全木協には、応急修理や補助金を活用した修理を円滑に進めるためのコーディネートをお願いしたい。具体的には、一定のまとまりをもって工事ができるよう、工種、工期等の整理を行い、被災者と工事施工者との間に入って、修理の実施時期の日程や修理を担う工事施工者の選定等の調整役を担っていただきたい。
- なお、国土交通省からは、コーディネートに要する費用の一部については、補助事業により支援対象となると聞いており、詳細については今後整理させていただきたい。

# 10月17日 全木協千葉県協会全体会議



## 夜に事務局に集まり話し合いの場を設けた

- ・各社自社の対応で忙しい中、今回の事業にどれくらい参加してもらえるのか？
- ・それぞれ見積もりに行って実際に工事まで行えるのか  
→相見積だけの場合があるのでは。
- ・現調に行って見積もりをするだけでも費用がかかる  
→実際に工事にならない場合、被災者に請求しづらい為各会社で負担するのか。



## 国交省に相談

→相談費用として補助金の制度がある

(参考) 国土交通省の補助事業（消費者の相談体制の整備事業）の補助対象

◇新たな窓口の設置に要する経費

- ・相談体制運営・検討業務（人件費、旅費等）
- ・マニュアル作成、相談員研修実施費用（人件費、需用費等） 等

◇消費者からの相談対応に要する経費

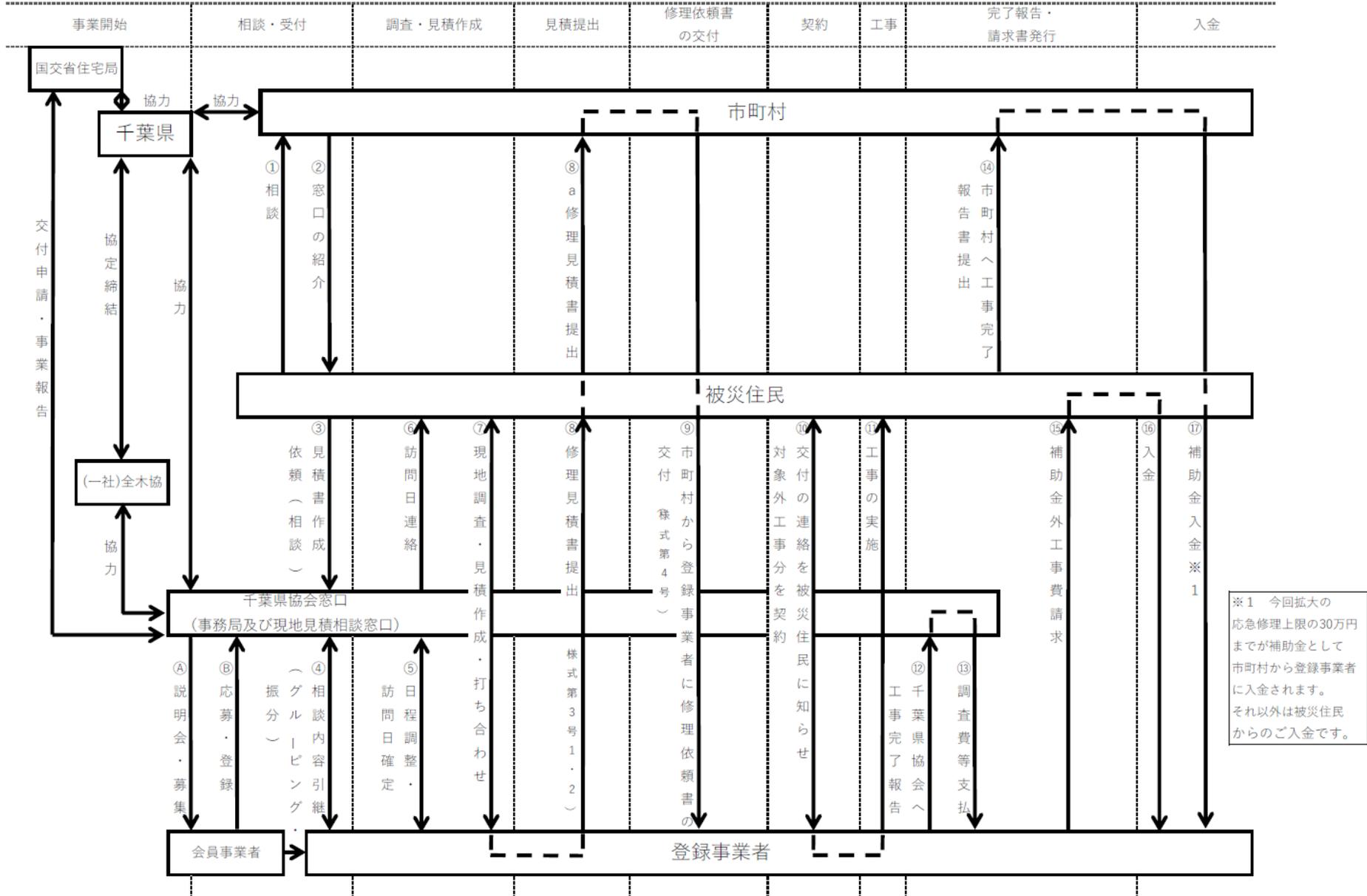
- ・メール相談、電話相談、市町村相談窓口対応費用（人件費、旅費、報償費等）※
- ・現地相談対応費用（人件費、旅費、報償費等）
- ・相談会、セミナー実施費用（人件費、旅費、報償費、使用料等） 等

※報償金の単価は国もしくは行政庁が示している技術者単価を用いること。（参考：国の技術者単価 技師C 32,000円、技術員 26,400円）

※2回目以降の相談については、必ず一定額を徴収し、当該額をさし引いた分に限る。

◇相談窓口の周知・普及のためのセミナー開催等に要する経費

- ・相談会、セミナー周知費用（人件費、需用費等）
- ・ホームページ作成費用（人件費、委託費等）
- ・パンフレット、ポスター作成費用（人件費、委託費等） 等



※1 今回拡大の  
 応急修理上限の30万円  
 までが補助金として  
 市町村から登録事業者  
 に入金されます。  
 それ以外は被災住民  
 からのご入金です。

令和元年 10 月 23 日  
全木協千葉県協会

## 台風 15 号・19 号対応のための 住宅応急修理事業説明会実施のご案内

台風被害の復旧など、皆様各地でご尽力されていることと存じます。

千葉県では 9 月 9 日付で台風 15 号の被害により 25 市 15 町 1 村に災害救助法が適用されました。このことにより千葉県より応急処理事業へのニーズが発生しています。応急修理はブルーシート張り直しも含まれますが基本的には、実際の被災住宅の修理を有料で行っていくものです。

つきましては、皆様には事業内容をご理解いただくために下記の通り説明会を開催いたします。急ではありますが、応急修理対応が可能な工務店の皆様にはぜひともご参加いただきたくご案内申し上げます。

### 記

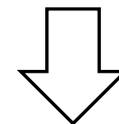
#### 1. 事業説明会の日時と会場

- 日 時： 令和元年 10 月 25 日（金） 18:00～  
会 場： 秋山木材産業（株） 習志野市東習志野 6-16-31  
内 容： ・ 応急修理の趣旨と流れの確認  
・ 修理対象となる範囲の確認  
・ 修理依頼から応急修理実施までの流れの確認  
(全体で 1 時間半程度を予定しています)

#### 2. 主 催： 全木協千葉県協会

以上

今回行う修理事業は、全木協千葉県協会の  
全会員ではなく、その中から登録事業者制とした。



理由は、補助金の申請内容がかなり複雑な為、これを理解し正しく申請が出来ないとトラブルになることと、各社で見積もり相談から現調、見積もり、補助金申請、工事を一括で行うのではなく、分業して行うため事業の流れを理解する必要があった

## 登録説明会は1月まで10回開催



# 事業説明会 登録説明会 相談員説明会

(一社) 全木協千葉県協会

千葉県被災住宅応急修理事業

# 登録説明会

(一社) 全木協千葉県協会

# 被災住宅修理事業フロー

(一社) 全木協千葉県協会 被災住宅修理事業フロー

## まず始めに・・・

### ●この事業を利用できる被災住民の方とは…

- ・ 被災証明書を持っている、または申請中か申請する予定の方。
- ・ ご自身で工事店を見つけられない方。
- ・ 市町村の相談窓口でこの事業のチラシをもらった方。

### ●この事業に参加できる登録事業者とは…

- ・ 全木協千葉県協会の会員工務店または施工事業者で、
  - ① 登録事業者説明会（本日開催）を受けて登録事業者申し込みをした方。
  - ② 地域でエンドユーザーからの直接請負（元請）をしている方。
  - ③ 市町村指定の見積書の作成をするための勉強会に参加するなど、事業の円滑な実施にご協力いただける方。

(一社) 全木協千葉県協会 被災住宅修理事業フロー

このチラシが市町村の  
り災証明書発行窓口で  
ご自身で工務店さん  
見つけられない被災住民の方に  
渡されます。

※り災証明書をお持ちの方が対象です。 一般社団法人全国木造建設事業協会千葉県協会

**被災住宅の修理でお困りの方へ**

**被災住宅工事相談窓口**

**☎ 0120-029-289**

※「ぜんもっさよう」千葉県協会と電話に出ます。

令和元年 11月7日(木)より 【電話受付】月～土 9:00～16:00  
※日曜・祝日・年末年始(12/29～1/6)はお休みです

窓このような方、お電話ください窓

・台風15号、19号、大雨被害で、り災証明書をもったけど、  
工務店さんを見つけれない。

☆★この窓口では★☆  
見積作成から応急修理工事を請け負う工務店さんをご紹介します。

◎り災証明書をお手元にご用意の上、窓口にお電話ください。◎

## 相談・受付

### ①相談

#### 【被災住民】

- ・被災した住民（以下、被災住民）がり災証明書をもらうために市町村窓口にご相談に行く。
- ・り災証明申請書を記入提出し、り災証明書が発行されるよう手続きする。
- ・「一部損壊（または全壊・半壊）」のり災証明書を手にする。

(一社) 全木協千葉県協会 被災住宅修理事業フロー

## 相談・受付

### ③見積書作成依頼（相談）

#### 【被災住民】

被災住民が応急修理相談窓口で自分で連絡をすることにより、この事業の1案件が本格スタート。

連絡方法はフリーダイヤル、現地相談窓口があれば現地にて。

※現地相談窓口とは… 市町村からの要望により市町村のり災証明発行窓口と併設される当事業の対面相談窓口のこと。

#### 【千葉県協会窓口】

被災住民から情報を聞き、必要事項を「聞き取りシート」に記入。

## 相談・受付

※窓口では次のようなことを確認して「聞き取りシート」にまとめます。

- ・相談者が電話窓口の方が本人かどうか

※家の持ち主と相談者が違う場合、後々トラブルになるため)

- ・り災証明があるかどうか確認 (持っていない人はこの事業にあてはまらないため)

- ・り災状況の確認 電話受付では口頭、現地では口頭または写真で確認する。

- ・住宅の形、階数、構造を確認 例) 木造なのか… 何階建てなのか… などなど

- ・現在どういう状況か確認 例) ブルーシートで覆われている、など

- ・現地調査に行ってはダメな日を確認

(被災住民が来てほしい日が現調に行ける日とは限らないため)

- ・補助金、交付金以外の工事のための資金調達方法 (自己資金、火災保険) etc

千葉県被災住宅応急修理事業 聞き取りシート Ver.2

受付日:2019年 月 日( )【 : 】 受付者: ※事務局記入欄  
受付No. \_\_\_\_\_

① 相談者属性	フリガナ			
	相談者氏名			
	相談者住所	〒	電話番号	
	※物件所有者および所在地が異なる場合 物件所有者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他( )			
物件住所	〒	所有者氏名		
			電話番号	

どちらからのご紹介で電話をいただきましたか? 市町村の紹介 その他( )

② 被害状況

◆り災証明書について  
り災証明書をお持ちですか? 持っている 持っていない 取得する予定  
持っている方に質問です。 判定を教えてください(全壊・半壊・一部損壊)  
→詳しい内容は特記事項へ記入

◆現在、応急処置はされているか? はい↓ いいえ  
どのような応急処置か?また、だれが行なったか?→特記事項へ記入

◆物件の形の確認

建物形態	階数	構造	建築時期	面積	建築図面
<input type="checkbox"/> 戸建	<input type="checkbox"/> 2階建て	<input type="checkbox"/> 在来工法	築 約 年	敷地 ㎡	<input type="checkbox"/> 建築確認証あり
<input type="checkbox"/> 長屋	<input type="checkbox"/> 3階建て	<input type="checkbox"/> RC <input type="checkbox"/> 鉄骨	西暦・S・H	延床面積(1.2階床) ㎡	<input type="checkbox"/> なし
<input type="checkbox"/> 集合住宅	階建 階	<input type="checkbox"/> 混構造 <input type="checkbox"/> 2×4 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 不明	年建築	㎡	<input type="checkbox"/> 図面はあるが一致するか不明

← わかれば、てよいです →

③ 原資

◆工事代金が補助金や交付金よりオーバーした場合、お支払方法はどのようにしますか?  
現金 損害保険 その他( )

◆工事代金の支払いをするのはどなたですか?  
相談者本人 物件所有者 その他( )

④ 日程調整

◆現場調査の日に現場で対応する方はどなたですか?  
相談者本人 物件所有者 その他( )

◆他社に見積りしていることがわかった場合 → 聞いた話を特記事項へ記入

◆現調に行つてはいけない日 → ×を特記事項方眼部分のカレンダーに記入

◆事務局から電話してはいけない時間帯 ( )

◆返信電話番号 相談者に同じ その他( )

※事務局記入欄

紹介事業者		相談者へ連絡 <input type="checkbox"/> 済	事業者訪問日 月 日( )
-------	--	-----------------------------------	---------------

※進捗記入欄

※特記事項 ※左の聞き取りシートに書き入れないことは全てこちらに記入してください。

工事価格については言及していません。 工事の時期は答えていません。 有料工事であることを説明しています。



(一社) 全木協千葉県協会 被災住宅修理事業フロー

## 相談・受付

### ④相談内容引継ぎ（グループピング・振分）

#### 【千葉県協会窓口・登録事業者】

工務店（以下、登録事業者）が現地調査（見積）に行きやすいよう、案件を地域でまとめ（グループピング）、振分のため登録事業者に連絡をする。お互いに協議して案件の適切な振分を行う。

## 調査・見積作成

### ⑤日程調整・訪問日確定

#### 【千葉県協会窓口・登録事業者】

工務店（以下、登録事業者）が現地調査（見積）に行ける日を決定し、千葉県協会窓口連絡をする。

いつ、誰が行くかをはっきりさせておく。

## 調査・見積作成

### ⑥訪問日連絡

#### 【千葉県協会窓口】

千葉県協会窓口から⑤で確定した訪問日を被災住民に連絡する。

※窓口は「いつ」、「なんとという会社の」、  
「誰が」行くかをハッキリと連絡する。

被災住民の方に、メモしてもらおう。

## 調査・見積作成

### ⑦現地調査・見積作成・打ち合わせ

#### 【登録事業者】

⑤で確定した訪問日に被災住民に訪問する。

現地調査を行い、見積もりを作成し、仕様を確定する。

※窓口から、どの会社の誰が行くかを被災住民にお知らせしてありますので、必ずその名刺を出してください。

## 調査・見積作成

訪問時は必ずビブスを着用してください。  
現地にはいろいろな業者が入っていますので、  
ビブスを着用して被災住民の方に安心して  
現地調査を受けていただきますよう。

着用するビブス（イメージ）



文字とロゴはビブスの生地上に収まる大きさをしたら、  
どのようにもサイズの変更が可能です

## 見積提出

### ⑧修理見積書提出

見積は自社見積で被災住民に説明するのは可。  
り災証明を使って補助金や交付金を受けるためには、  
市町村提出には様式第3-1号、3-2号に書き換える必要あり。

※安心してください。

数式を入れたエクセルシートをご用意しています。  
また、見積作成のための勉強会も実施します。

(一社) 全木協千葉県協会 被災住宅修理事業フロー

見積提出 専用の見積書の提出が必要です。

<例> 様式第3-1号

様式第3-1号  
**応急修理の場合** 修理見積書【記載例①】

見積金額(総工事費) 1,700,000円(消費税込)

住宅の応急修理(一部損壊)申込関係  
 見積金額(応急修理分) 300,000円(消費税込)  
【上限30万円(千円未満切捨)】  
 見積金額(被災者負担分) 1,400,000円(消費税込)

住宅の応急修理(加算金)補助金申請関係  
 補助金額(応急修理に要する費用が150万円を超える場合)  
【A×E/70-200,000円】 20,000円(消費税込)  
【上限30万円(千円未満切捨)】

工 事 名 称	金額 (消費税込)	備 考
① 屋根工事	600,000円	屋根瓦修復工事
② 安堵工事	400,000円	屋根工事の仮設
③ 外壁工事	300,000円	外壁修復工事
④ 窓工事	200,000円	漏水箇所の修復
⑤ 天井工事	40,000円	漏水箇所の修復
⑥ 床工事	60,000円	漏水箇所の修復
⑦ その他工事	100,000円	内エアコン取替
合 計	1,700,000円 A	1,600,000円

※1 上記の内訳を添付(※修繕業者指定の様式で可。)すること

上記のとおり見積書を提出します。(※修繕業者記入)  
 令和 年 月 住 所  
 会社名  
 電話番号  
 代表者名 印

上記の見積書を確認しました。(※修理申込者/交付申請者記入)  
 令和 年 月 住 所  
 氏 名 印

(※市町村記入欄)  
 市町村名 交付番号 交付担当者名

様式第3-2号

様式第3-2号  
**補助金の場合** 修理見積書【記載例②】

見積金額(総工事費) 1,700,000円(消費税込)

○○市(町村)被災住宅修繕緊急支援事業補助金申請関係

補助対象工事費 1,600,000円(消費税込)  
 補助金額 320,000円(消費税込)  
【(D)×E/70】  
【上限30万円(千円未満切捨)】

補助対象工事費額×20%＝補助金額となります。  
 補助の対象となる箇所は、住宅の応急修理の範囲です。内訳に開けるものは別紙に添付します。

工 事 名 称	金額 (消費税込)	金額 (消費税込)	備 考
① 屋根工事	600,000円	600,000円	屋根瓦修復工事
② 安堵工事	400,000円	400,000円	屋根工事の仮設
③ 外壁工事	300,000円	300,000円	外壁修復工事
小 計	1,300,000円 A	1,300,000円	
④ 窓工事	200,000円	200,000円	漏水箇所の修復
⑤ 天井工事	40,000円	40,000円	漏水箇所の修復
⑥ 床工事	60,000円	60,000円	漏水箇所の修復
⑦ その他工事	100,000円	-	内エアコン取替
小 計	400,000円 B	320,000円	
合 計	1,700,000円 C	1,600,000円	

※1 上記の内訳を添付(※修繕業者指定の様式で可。)すること

上記のとおり見積書を提出します。(※修繕業者記入)  
 令和 年 月 住 所  
 会社名  
 電話番号  
 代表者名 印

上記の見積書を確認しました。(※修理申込者/交付申請者記入)  
 令和 年 月 住 所  
 氏 名 印

(※市町村記入欄)  
 市町村名 交付番号 交付担当者名

## 見積提出

### ⑧修理見積書提出

様式に記入した見積書は原則被災住民が市町村に提出。  
場合によっては登録事業者が代理で提出することもある。

例えば…

所有者は高齢の親御さんで、離れて暮らしているため  
なかなか市町村窓口に行けない、などの場合。

(一社) 全木協千葉県協会 被災住宅修理事業フロー

## 修理依頼書の交付

⑨市町村から登録事業者へ修理依頼書の交付

### 【市町村窓口】

提出された修理見積依頼について、修理依頼書を交付。

(一社) 全木協千葉県協会 被災住宅修理事業フロー

## 契約

⑩交付の連絡を被災住民に知らせ対象外工事分を契約

### 【登録事業者】

交付の連絡は登録事業者に来るので、被災住民には登録事業者  
交付が来た旨を連絡する。対象外工事分を自社契約書で契約。

(一社) 全木協千葉県協会 被災住宅修理事業フロー

## 工事

### ⑪工事の実施

**【登録事業者】** 見積にもとづき、工事をする。

(一社) 全木協千葉県協会 被災住宅修理事業フロー

## 工事完了報告・請求書発行

⑫千葉県協会へ工事完了報告

【登録事業者】 工事が完了したら、千葉県協会窓口へ完了を報告。

⑬調査費支払い

【千葉県協会窓口】 登録事業者に調査費等を支払う。

⑭市町村へ工事完了報告書提出

【千葉県協会窓口】 市町村へ工事完了報告書を提出する。

⑮補助金外工事費請求

【登録事業者】 登録事業者から被災住民に補助金対象外の工事代金を請求する。

(一社) 全木協千葉県協会 被災住宅修理事業フロー

## 入金

### ⑩入金

#### 【被災住民】

⑩で契約した支払い条件に基づき、登録事業者に工事代金を支払う。

(一社) 全木協千葉県協会 被災住宅修理事業フロー

## 調査・見積作成

### ⑰補助金入金

#### 【市町村】

⑭の完了報告書を受け、登録事業者に該当補助金を支払う。

※この時に今回拡大の応急修理上限の30万円までが補助金として入金されます。

「(仮称)被災住宅修繕緊急支援事業費補助金について」の  
青色部分の応急処理分30万円までのことです。それ以外の  
青色部分に該当する工事費、オレンジ色部分、被災住民自己負担分は、被災者から支払われます。

ややこしく感じられると思いますが、見積書作成勉強会でも繰り返し説明しますので、取り組んでみてください。

## 被災住宅に対する支援制度について

		災害救助法適用区域（41市町村）	適用外（13市町）
全壊	大規模半壊	応急修理(市町村から業者へ支払) <b>上限59万5千円</b> <見積書：様式第3号>	[被災者生活再建支援法] 県全体が適用 全壊：300万、大規模半壊：150万
		応急修理(市町村から業者へ支払) <b>上限59万5千円</b> <見積書：様式第3号>	
一部損壊	損害割合 10～20%	①応急修理(市町村から業者へ支払) <b>上限30万円</b> + 工事費が150万円を超える場合 <b>上限20万円上乗せ</b> (150万円を超えた額の20%) <見積書：様式第3-1号>	②被災住宅修繕緊急支援事業補助金 <b>上限50万円</b> (工事費の20%) <見積書：様式第3-2号、耐震性等の向上に資する補修確認書>
	損害割合 ～10%		

### 災害救助法適用区域（41市町村）

千葉市中央区、千葉市花見川区、  
 千葉市稲毛区、千葉市若葉区、  
 千葉市緑区、銚子市、館山市、  
 木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、  
 東金市、旭市、勝浦市、市原市、  
 鴨川市、君津市、富津市、四街道市、  
 袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、  
 南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、  
 いすみ市、大網白里市、  
 印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、  
 香取郡神崎町、香取郡多古町、  
 香取郡東庄町、山武郡九十九里町、  
 山武郡芝山町、山武郡横芝光町、  
 長生郡一宮町、長生郡睦沢町、  
 長生郡長生村、長生郡白子町、  
 長生郡長柄町、長生郡長南町、  
 夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

※注意：①と②を併用することはできません

申込前に既に工事をしてしまい応急修理の対象とならない場合、②被災住宅修繕緊急支援事業補助金の対象となる場合があります。

(一社)全国木造建設事業協会千葉県協会  
千葉県被災住宅応急修理事業

---

見積作成勉強会

# 確認

---

## ●対象となる工事とは

令和元年度台風15号、19号、令和元年10月25日の大雨による

全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊

## ●応急修理対象工事とは

対象範囲:屋根・外壁・窓(建具)等の基本部分、上下水道等の配管・配線、トイレ等の

衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分

日常生活に欠かせない居室修理(居間、寝室、炊事室、便所、浴室これらをつなぐ廊下)

# はじめに

---

## ●この事業に必要な見積書とは

- ・自社の見積書(普段使用している見積書) ⇒ 被災住民に説明する詳細が書かれたもの
- ・様式第3-1号(災害救助法対象の一部損壊10~20%) ⇒ 市町村に提出
- ・様式第3-2号(損壊割合10%未満または災害救助法適用外) ⇒ 市町村に提出
- ・様式第3号(全壊・大規模半壊・半壊) ⇒ 市町村に提出

※被災住民が市町村に相談した際、一部損壊の場合、様式第3-1または2号が手渡される

※市町村から手渡された指定見積書で作成し、市町村に提出する(原則住民自ら提出)

※ただし、市町村窓口によってり災証明の発行方法など異なるため、この限りではない

# 流れの確認

---

フロー図③ 見積書作成依頼(相談)

フロー図⑤ 日程調整・訪問日確定

フロー図⑥ 訪問日連絡

フロー図⑦ 現地調査・見積作成・打ち合わせ

フロー図⑧ 修理見積書提出

# 自社見積作成

- 項目ごとに明記し、詳細を記入 ⇒ 自社見積で被災住民に金額を説明
- 経費が各項目に記入 ⇒ 指定様式に転記する際のポイント

工事名称	数量	単価	金額	備考
仮設工事	一式	●●●円	●●●円	屋根工事の仮設
経費		●●●円	●●●円	
小計		¥400,000	¥400,000	
木工事				
屋根修繕				
杉板●mm×●mm	●m <sup>2</sup>	●●●円	●●●円	
合板●mm厚	●枚	●●●円	●●●円	
外壁修繕				
筋交●mm×●mm	●m <sup>2</sup>	●●●円	●●●円	
合板●mm厚	●枚	●●●円	●●●円	外壁下地の一部新設
開口部補修				サッシ枠修繕
杉板●mm×●mm	●m <sup>2</sup>	●●●円	●●●円	
金物	一式	●●●円	●●●円	庇、外壁補修用
施工費	●人	●●●円	●●●円	
経費		●●●円	●●●円	
小計		¥600,000	¥600,000	
窓工事				
ガラス工事	●枚	●●●円	●●●円	
雑工事	一式	●●●円	●●●円	サッシ修理
経費		●●●円	●●●円	
小計		¥200,000	¥200,000	
天井工事				
雑工事	一式	●●●円	●●●円	浸水箇所の修復
経費		●●●円	●●●円	
小計		¥40,000	¥40,000	
床工事				
雑工事	一式	●●●円	●●●円	浸水箇所の修復
経費		●●●円	●●●円	
小計		¥60,000	¥60,000	
その他工事				
雑工事	一式	●●●円	●●●円	浸水箇所の修復
経費		●●●円	●●●円	
小計		¥100,000	¥100,000	
合計	税込	1,700,000		総額
応急修理	応急修理分	300,000		被災者負担
				¥1,700,000
				¥1,400,000

# 指定様式の作成 様式第3-1号

---

・様式第3-1号(災害救助法対象の一部損壊10~20%)

上限30万円(国1/2、県1/2)に県の補助金が加算され、最大50万円分の補助

※応急修理に要する費用が150万円を超える場合、上限20万円が加算

(応急修理対象工事費 × 2/10 - 300,000円)

# 様式第3-1号

様式第3-1号

## 応急修理の場合 修理見積書【記載例①】

見積金額（総工事費） 1,700,000 円（消費税込）

住宅の応急修理（一部損壊）申込関係

見積金額（応急修理分） 300,000 円（消費税込）  
【上限30万円（千円未満切捨）】

見積金額（被災者負担分） 1,400,000 円（消費税込）

住宅の応急修理（加算金）補助金申請関係

補助金額（応急修理に要する費用が150万円を超える場合）

$(A \times 2 / 10 - 300,000 \text{円})$  20,000 円（消費税込）  
【上限20万円（千円未満切捨）】

補助対象事業費の20%～30万円（応急修理分）

補助の対象となる箇所は、住宅の応急修理の範囲です。内装に関わるものは原則対象外です。

	金額 (消費税込)	うち「応急修理」・「補助金」対象分 (消費税込)	備考
① 屋根工事	600,000 円	500,000 円	屋根瓦修復工事
② 仮設工事	400,000 円	400,000 円	屋根工率の仮設
③ 外壁工事	300,000 円	300,000 円	外壁修復工事
④ 窓工事	200,000 円	200,000 円	浸水箇所の修復
⑤ 天井工事	40,000 円	40,000 円	浸水箇所の修復
⑥ 床工事	60,000 円	60,000 円	浸水箇所の修復
⑦ その他工事	100,000 円	- 円	エアコン取替
合計	1,700,000 円	A 1,500,000 円	

※3 上表の内訳を添付（※修理業者指定の様式で可。）すること

補助対象事業費

上記の上表の見積書を提出します。（※修理業者記入）

令和 年 月 住 所  
会社名  
電話番号  
代表者名

印

上記の見積書を確認しました。（※修理申込者/交付申請者記入）

令和 年 月 住 所  
氏 名

印

（※市町村記入欄）

市町村名	受付番号	受付担当者名

応急修理分と被災者負担分を計算  
加算金についても計算する

※応急修理分30万円は修理業者へ支払われる

※加算金は被災者へ支払われる

自社の見積から転記

項目については固定し、いずれかに当てはめる

修理業者と修理申込者それぞれの記名捺印が必要

# 指定様式の作成 様式第3-2号

---

- ・様式第3-2号(損壊割合10%未満または災害救助法適用外)  
上限50万円の補助金が支給される

# 様式第3-2号

様式第3-2号

補助金の場合

## 修理見積書【記載例②】

見積金額（総工事費） 1,700,000 円（消費税込）

○○市（町村）被災住宅修繕緊急支援事業補助金申請関係

補助対象工事費 (C) 1,600,000 円（消費税込）

補助金額 (C) × 2 / 10 320,000 円（消費税込）

補助対象工事費 × 20% = 補助金額となります。

【上限50万円（千円未満四捨）】

屋根と仮設、構造耐力上主要な部分（壁、柱、土台、基礎、小梁等）の工事内訳はごらんに記入。

補助の対象となる場合は、住宅の応急修繕の範囲です。内表に記されるものは原則対象外です。

工事名称	金額 (消費税込)	うち「応急修繕」・「補助金」対象分(消費税込)		備考
		A	B	
① 屋根工事	500,000 円	500,000 円		屋根瓦修繕工事
② 仮設工事	400,000 円	400,000 円		屋根工事の仮設
③ 外壁工事	300,000 円	300,000 円		外壁修繕工事
小計	1,300,000 円	A 1,300,000 円		
④ 窓工事	200,000 円		200,000 円	浸水箇所の修復
⑤ 天井工事	40,000 円		40,000 円	浸水箇所の修復
⑥ 床工事	60,000 円		60,000 円	浸水箇所の修復
⑦ その他工事	100,000 円			エアコン取替
小計	400,000 円	B	300,000 円	
合計	1,700,000 円	C	1,600,000 円	

※2 上表の内訳を添付（※修理業者指定の様式で可。）すること

上記の上記の見積書を提出します。（※修理業者記入）

令和 年 月 住所  
会社名  
電話番号  
代表者名

補助対象工事費

印

上記の見積書を確認しました。（※修理申込者/交付申請者記入）

令和 年 月 住所  
氏名

印

（※市町村記入欄）

市町村名	受付番号	受付担当者名
------	------	--------

補助金額を計算

※補助金は被災者へ支払われる

自社の見積から転記

項目については固定し、いずれかに当てはめる

主要工事とは国費の負担がある工事で屋根・仮設・外壁がそれらにあたる。

主要工事にはそれ以外の工事を記入しないこと

修理業者と修理申込者それぞれの記名捺印が必要

# 見積書作成に当たって留意すべき点

---

・別紙「災害救助法 応急修理 対象内外工事事例」参照

## ● 応急修理対象工事とは

対象範囲: 屋根・外壁・窓(建具)等の基本部分、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分

日常生活に欠かせない居室修理(居間、寝室、炊事室、便所、浴室これらをつなぐ廊下)

⇒ この考え方をもとに対象または対象外を判定

## ● 緊急(重要)度が高い順に項目を記載

## ● 対象外の例

・床の仕上げ材のみの修繕    ・畳のみの交換 など

# 見積計算シートの使い方①

## ●【市町村提出】見積計算シート

電話番号	043-202-1310		
代表者名	代表取締役 土建 太郎		
▶ 入力項目	【応急修理+加算金】	【補助金】	⊕

入力項目タブを開く

# 見積計算シートの使い方②

## ●【市町村提出】見積計算シート

工事名称	金額	応急修理/補助金	備考
① 屋根工事	② 600,000 円	③ 対象	④ 屋根瓦修復工事
② 仮設工事	400,000 円	対象	屋根工事の仮設
③ 外壁工事	300,000 円	対象	外壁修復工事
④ 窓工事	200,000 円	対象	浸水箇所の修復
⑤ 天井工事	40,000 円	対象	浸水箇所の修復
⑥ 床工事	60,000 円	対象	浸水箇所の修復
⑦ 設備機器工事			
⑧ その他工事	100,000 円	対象外	エアコン取替
提出自治体		南房総市	
修理業者			
住所	⑤ 千葉市中央区旭町 1 7 - 3		
会社名	(株) 千葉土工務店		
電話番号	043-202-1310		
代表者名	代表取締役 土建 太郎		

- ① 工事名称を記入  
※項目はいずれかに当てはめる
- ② 工事金額を記入  
※各項目経費込み
- ③ 応急修理/補助金対象の有無
- ④ 備考工事内容等を記入
- ⑤ 修理業者欄記入

修理見積書【応急修理の場合】

見積金額（総工事費）	1,700,000 円	(消費税込)
<input type="checkbox"/> 住宅の応急修理（一部損壊）申込関係		
見積金額（応急修理分）	300,000 円	(消費税込)
【上限30万円（千円未満切捨）】		
見積金額（被災者負担分）	1,400,000 円	(消費税込)
<input type="checkbox"/> 住宅の応急修理（加算金）補助金申請関係		
補助金額（応急修理に要する費用が150万円を超える場合）		
(A × 2 / 10 - 300,000円)	20,000 円	(消費税込)
【上限20万円（千円未満切捨）】		

工事名称	金額 (消費税込)	うち「応急修理」・「補助金」対象分 (消費税込)	備考
① 屋根工事	600,000 円	600,000 円	屋根瓦修復工事
② 仮設工事	400,000 円	400,000 円	屋根工事の仮設
③ 外壁工事	300,000 円	300,000 円	外壁修復工事
④ 窓工事	200,000 円	200,000 円	浸水箇所の修復
⑤ 天井工事	40,000 円	40,000 円	浸水箇所の修復
⑥ 床工事	60,000 円	60,000 円	浸水箇所の修復
⑦ 設備機器工事	円	円	
⑧ その他工事	100,000 円	円	エアコン取替
合計	1,700,000 円	A 1,600,000 円	

※3 上表の内訳を添付（※修理業者指定の様式で可。）すること

上記のとおり見積書を提出します。（※修理業者記入）

令和 年 月 住 所 千葉市中央区旭町17-3  
 会社名 (株) 千葉土建工務店  
 電話番号 043-202-1310  
 代表者名 代表取締役 土建 太郎 印

上記の見積書を確認しました。（※修理申込者/交付申請者記入）

令和 年 月 住 所  
 氏 名 印

(※市町村記入欄)

市町村名	受付番号	受付担当者名

修理見積書【補助金の場合】

見積金額（総工事費）	1,700,000 円	(消費税込)
<input type="checkbox"/> ○○市（町村）被災住宅修繕緊急支援事業補助金申請関係		
補助対象工事費 (C)	1,600,000 円	(消費税込)
補助金額 (C) × 2 / 10	320,000 円	(消費税込)
【上限50万円（千円未満切捨）】		

工事名称	金額 (消費税込)	うち「補助金」対象分 (消費税込)		備考
		A	B	
① 屋根工事	600,000 円	600,000 円		屋根瓦修復工事
② 仮設工事	400,000 円	400,000 円		屋根工事の仮設
③ 外壁工事	300,000 円	300,000 円		外壁修復工事
小 計	1,300,000 円	A 1,300,000 円		
④ 窓工事	200,000 円		200,000 円	浸水箇所の修復
⑤ 天井工事	40,000 円		40,000 円	浸水箇所の修復
⑥ 床工事	60,000 円		60,000 円	浸水箇所の修復
⑦ 設備機器工事	円		円	
⑧ その他工事	100,000 円		円	エアコン取替
小 計	400,000 円		B 300,000 円	
合計	1,700,000 円	C	1,600,000 円	

※3 上表の内訳を添付（※修理業者指定の様式で可。）すること

上記のとおり見積書を提出します。（※修理業者記入）

令和 年 月 住 所 千葉市中央区旭町17-3  
 会社名 (株) 千葉土建工務店  
 電話番号 043-202-1310  
 代表者名 代表取締役 土建 太郎 印

上記の見積書を確認しました。（※修理申込者/交付申請者記入）

令和 年 月 住 所  
 氏 名 印

(※市町村記入欄)

市町村名	受付番号	受付担当者名

# 指定様式の作成 様式第3号

---

・様式第3号(全壊・大規模半壊・半壊)

上限59万5千円まで支給される

様式第3号については応急修理分(59万5千円)を超える部分まで記載すれば可

例. 先ほどの様式第3-1号の場合、屋根工事分まで記載すればよい

# 様式第3号

修理見積書【記載例】

見積金額(応急修理分) 595,000円 (他に被災者負担分 175,000 円)

工事名称	対象 (※1)	数量	単価	金額	備考
1 仮設工事	○	一式	●●●円	●●●円	屋根工事の仮設
2 木工事					
屋根修繕					屋根下地の補修
杉板●ミリ×●ミリ	○	●㎡	●●●円	●●●円	
谷板●ミリ厚	○	●枚	●●●円	●●●円	
外壁修繕					
鉄交●ミリ×●ミリ	○	●㎡	●●●円	●●●円	
谷板●ミリ厚	○	●枚	●●●円	●●●円	外壁下地の一部新設
開口部補修					サッシ枠修繕
杉板●ミリ×●ミリ	○	●㎡	●●●円	●●●円	
金物		一式	●●●円	●●●円	庇、外壁補修用
施工費		●人	●●●円	●●●円	
3 屋根工事					
ルーフィング	○	●㎡	●●●円	●●●円	
瓦葺き	○	●㎡	●●●円	●●●円	
雨樋	○	一式	●●●円	●●●円	
施工費	○	●人	●●●円	●●●円	
4 窓工事					
ガラス工事	○	●枚	●●●円	●●●円	
雑工事	○	一式	●●●円	●●●円	サッシ修理
5 内装工事					
壁紙	○	●㎡	●●●円	●●●円	外壁新設・補修部分
施工費	○	●人	●●●円	●●●円	
6 養生工事					
養生の取替え	×	●人	●●●円	●●●円	劣化による取り替え
合計				770,000円	
(うち消費税)				70,000円	
応急修理分				595,000円 ※3	
被災者負担分				175,000円 ※2	

上限59万5千円を超える部分まで記載

※1 住宅の応急修理の対象となる工事について「○」を、対象とならない工事について「×」を記入すること  
 ※2 1世帯あたりの限度額を超える部分の工事については被災者負担分に計上すること  
 ※3 一部損壊(壊半壊)で300,000円を超える場合は、300,000円、半壊等で595,000円を超える場合は、595,000円

上記のとおり見積もり致します。(施工業者記入)

令和 年 月 日

住所  
 会社名  
 代表者名 印  
 電話番号

上記の見積もりを確認しました。  
 令和 年 月 日

修理申込者記入)

住所 印  
 氏名 (合署名の場合は印押書略可)

修理業者と修理申込者それぞれの記名捺印が必要

(市町村記入欄)

市町村名	受付番号	受付担当者名
------	------	--------

# 現地調査の留意事項

## ●訪問時は必ずビブスを着用

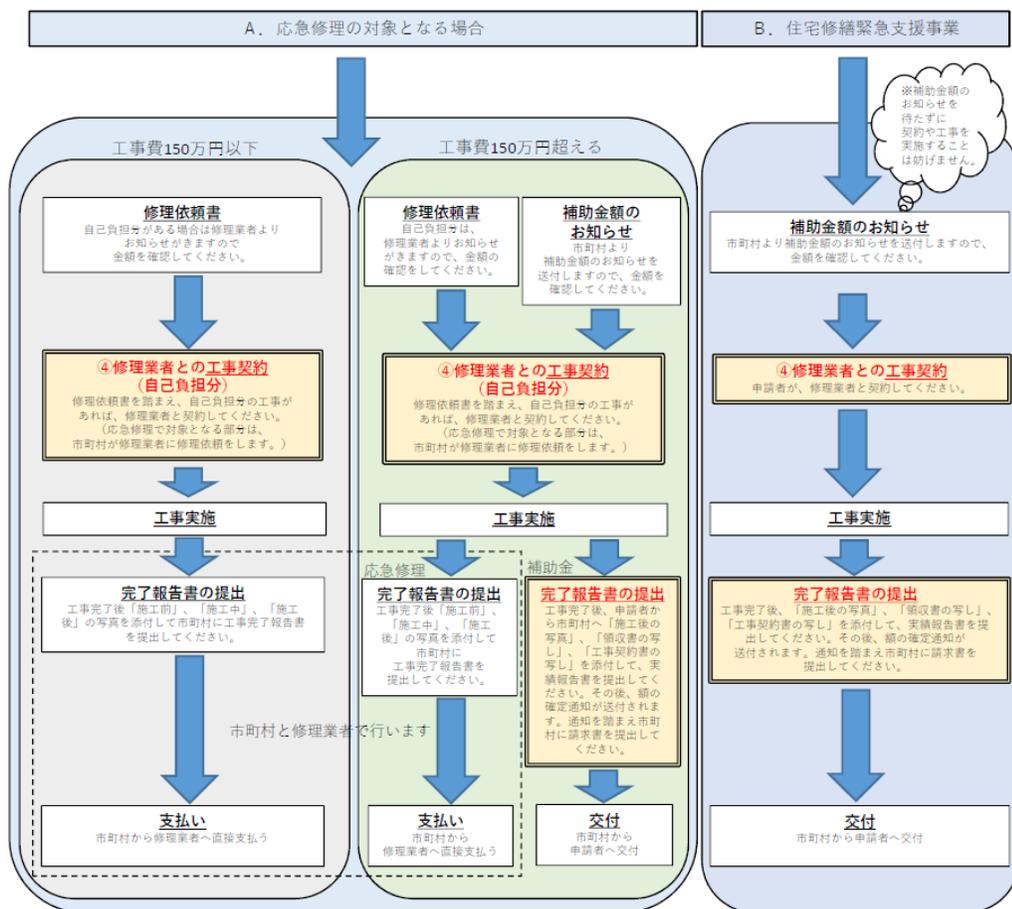
現地にはいろいろな業者が入っているため、  
ビブスを着用して被災住民の方に安心して  
現地調査を受けていただきます。



文字とロゴはビブスの生地上に収まる大きさでしたら、  
どのようにでもサイズの変更が可能です

※ビブスイメージ

# 支払いについて



- 修理業者へ支払われるものと申請者に支払われるものがあるので注意
- 修理業者へ支払われるのは『応急修理』の30万円のみ
- それ以外については申請者に支払われるので修理業者は取りはぐれないよう注意
- ※しっかりと申請者に請求すること

令和元年 台風第15号等の被災者に対する  
被災住宅工事支援相談窓口の設置について

県では、令和元年台風第15号等の被災者の方に対し、(一社)全国木造建設事業協会千葉県協会(以下、全木協千葉県協会)の協力を得て、11月7日(木)から電話による被災住宅工事業者支援窓口を開設します。

全木協千葉県協会では、住宅の修理を必要とする被災者に対して、災害救助法に基づく応急修理申請及び被災住宅修繕緊急支援事業補助金申請に係る見積作成や工事を請け負う業者を紹介します。

## 1 受付日時及び専用ダイヤル

令和元年11月7日(木)から  
午前9時00分～午後4時00分 月曜日～土曜日(日曜及び祝日は休み)  
専用ダイヤル 0120-029-289

## 2 対象者

台風15号、19号及び10月25日の大雨による罹災証明書を取得している方  
もしくは取得予定の方

## 3 全木協千葉県協会の業務内容

- 被災者からの見積依頼を全木協千葉県協会が専用ダイヤルで受付
- 全木協千葉県協会は、被災者からの相談により、全木協千葉県協会会員内の登録業者の中から業者を選定
- 選定された業者は、現地調査を行い、見積書を作成し被災者へ提出  
※見積書の作成までは、選定された業者が無料で行います。

(参考)被災された方が見積書取得後に行うこと

当該業者に修理を依頼する場合、見積書を使用し、応急修理や被災住宅修繕緊急支援事業補助金の申請を行う。

## 4 実施団体：一般社団法人 全国木造建設事業協会 千葉県協会

応急仮設木造住宅の建設推進事業のほか、木造建築を通じた森林・林業活性化事業や全国の木工・工務店への技術支援及び人材育成事業に取り組んでいる。

## 5 お問い合わせ先：県土整備部都市整備局住宅課住宅政策班 (電話) 043-223-3255

令和元年台風第15号等の被災者に対する被災住宅工事相  
談窓口の設置について

発表日：令和元年11月6日  
令和元年11月14日更新  
県土整備部都市整備局住宅課

県では、令和元年台風第15号等の被災者の方に対し、(一社)全国木造建設事業協会千葉県協会(以下、全木協)の協力を得て、被災住宅工事相談窓口を開設します。  
全木協では、住宅の修理を必要とする被災者に対して、災害救助法に基づく応急修理申請及び被災住宅修繕緊急支援事業補助金申請に係る見積作成や工事を請け負う業者を紹介します。

[被災住宅の修理でお困りの方へ\(被災住宅工事相談窓口\)\(PDF:191KB\)](#)

## 1.電話による相談窓口の設置

## 受付日時及び専用ダイヤル

令和元年11月7日(木曜日)から  
午前9時00分～午後4時00分  
月曜日～土曜日(日曜及び祝日は休み)  
専用ダイヤル：0120-029-289

## 2.対面相談窓口の設置

## 受付日時・場所

- 令和元年11月11日(月曜日)から毎週月曜日、水曜日  
午前9時～午後4時
  - 南房総市：本庁舎別館1(南房総市富浦町青木28番地)
- 令和元年11月15日(金曜日)から毎週火曜日、金曜日  
午前9時～午後5時
  - 館山市：館山市コミュニティセンター(館山市北条740-1)
  - 鴨川市：鴨川市役所6階(鴨川市横渚1450)
  - 鋸南町：鋸南町役場1階(安房郡鋸南町下佐久間3458)

## 3.対象者

- 台風15号、19号及び10月25日の大雨による罹災証明書を取得している方
- ご自身で工事業者を見つけることが難しい方

## 4.全木協の業務内容

- 被災者からの見積依頼を全木協が専用ダイヤルで受付
- 全木協は、被災者からの相談により、全木協千葉県協会会員内の登録業者の中から業者を選定
- 選定された業者は、現地調査を行い、見積書を作成し被災者へ提出

※見積書の作成までは、選定された業者が無料で行います。

## (参考)被災された方が見積書取得後に行うこと

当該業者に修理を依頼する場合、見積書を使用し、応急修理や被災住宅修繕緊急支援事業補助金の申請を行う。

## 5.実施団体：一般社団法人全国木造建設事業協会千葉県協会

応急仮設木造住宅の建設推進事業のほか、木造建築を通じた森林・林業活性化事業や全国の木工・工務店への技術支援及び人材育成事業に取り組んでいる団体です。

# 11月6日千葉県から報道発表・HP案内開始

このガイドラインは「千葉県被災住宅応急修理事業」で登録事業者が現調に行くまでに聞き取っておくべきことを示したものです。ガイドラインを参考に被災住民の方からお話を聞き、聞き取りシートに記入してください。会話例は想定される一例です。実務では聞き取ってほしいポイントを外さず、臨機応変にお話ししていただくと大丈夫です。「傾聴」の姿勢を忘れず、丁寧に聞き取りを進めてください。

	◎…相談員 ◇…被災住民(相談者)	想定される会話の例	注意事項
聞き取りポイント 受話器をとる		◎「お電話ありがとうございます。全木協(ぜんもきょう)千葉県協会事務局OOです。」	電話窓口の場合、必ず乗ってください。
聞き取り開始		◇被災住民の皆さんが、被害状況やお困りごとや電話をしてこられた経緯をおっしゃってください。 思いますので聞き取りを開始してください。	「傾聴」の姿勢を忘れないこと。
相談者の特定		◎「お電話いただいているのは被害を受けた住宅の持ち主の方ですか？」 ※相談の電話をかけてきている人が本人かどうか、本人でなければ誰なのか、しっかり確認してください。 高齢の親御さんに代わって代わりに電話をしてくれているお子様なのか、誰なのか、 本人でない場合> ◎「今ご相談のお話をいただいているのは、持ち主の方はご存知ですか？」 聞き取りシートの住所、名前、連絡先を記入。	現調の際に所有者が言うトラブルのもとになり。所有者と相談者が同一人物かそうでないかをしっかり確認してください。 現調に行きたくして、住んでいる人に「聞いていない」と言われたいためです。
紹介人の確認		◎「この窓口の電話番号は、どのようにお知りになりましたか？」	チラシは、市役所のり災証明書を発行してもらった手続の窓口で配られているものが、そうでない場合のことがあるので、確認してください。
有料の応急修理工事 窓口であることの確認		◎「この窓口は市町村からの補助金などを使って有料で工事を行う前提の窓口であることをご存知ですか？」 ※値段を聞かれたら… ◎「ネットで見る、値段〇〇〇円くらい書いてあるけど、だいたいそんなもんかしら？」 ◎「そうですね、あくまでも目安ですから、正確な金額は見積りに行く業者さんが出します。お住いの状態によっていろいろ価格が変わってしまいますので…」	無料の対応をする窓口ではないことを確認してください。 役所からの紹介だから無料だと思いで電話をかけてきている人がいるかもしれません。工事の価格がかかることを理解していただけているか、確認してください。 見積りは無料です。 工事の値段は、予想がついたとしても絶対に答えないでください。
り災証明書有無の確認		◎「お手元はり災証明書(または申請書)をお持ちですか？」	り災証明書を持っている方、または申請中もしくは申請する予定の方が対象です。
被害状況の確認		◎「では被害の状況を詳しく教えてください。」 ※ここでは被災住宅の形状の確認、被害状況の確認、現在どういった応急処置がされているかまたはないか、などを詳しく確認してください。 登録事業者が現調に行くための参考になりますので、大変重要な作業項目です。	り災証明書に書いてある状況などを聞き取った、実際に被災住民の方が話す内容聞いて、登録事業者が現調に行くための参考になるよう聞き取り、詳しく書いてください。
応急処置の 状態の確認		◎「今、ご自宅になんかの応急処置がされていますか？どんな風に応急処置されていますか？」 ※例えば「ブルーシートがのくくらいかけてあるか、土壌がどのくらい乗っているか、などわかる、現調に行くときの参考になる。」	
相談してきた背景 の確認		◎「応急処置は誰がしましたか？」 ※ここが工務店さんによってもった、大工さんによってもった、屋根屋さんによってもったなどの答えがあったら、なぜその人たちに工事を頼まないのか聞いてください。 時間がかかると言われたとか、トラブルになっているなどのいろいろな理由があるかもしれないので、聞いておきましょう。特にトラブルになっているようなら、本来はそちらに依頼すべき…。	無断にはできませんが、本業のこの窓口には、「自分で工務店を見つけれない被災住民」が電話をかけてくるのが大前提なのです。
家の形を確認		◎「今のご自宅の状況はだいたいわかりました。大変でしたね。では、改めておうちの形などを確認させてください。」	
有料工事の理解確認		◎「こちらの窓口でのご紹介の工事は有料になる前提ですが、大丈夫ですか？」 ※あとで「無料だと思った」という種のクレームにならないよう、必要があれば教回確認してください。 ※見積もりは無料ですが、工事は有料です。	
工事資金の確認		◎「工事代金がり災証明書による補助金や交付金よりオーバーした場合、お支払方法はどちらをご予定ですか？」 ※火災保険を使う、現金で支払うつもりか、など確認してください。 ※「いくら出るの」と聞かれたら、 ◎「正確にはわかりませんが、自治体の窓口を確認してください」と答えください。 「目安として、補助金と交付金で工事の20%まで、最大50万円が出ます。でも、お見積りが出ないと正確にはわかりません。」	たぶんオーバーします。 補助金+交付金で工事の20%まで最大50万円がります。 正確に答えようとしてください。 見積りが出ないと正確にはわかりません。
現調がNGな日を確認		◎「見積もりを作成するのに、ご自宅におうかがいしないといけません。おうかがいするに都合の良い日を教えてください。」	必ず都合の良い日を選んでください。 都合の良い日を選んでその日に工務店

立会人の確認	◎「工務店さんがご自宅にうかがうときに、いてくださるかは今電話でお話しして下さっている方でよろしいですか？」	さんが行けるかどうかわからないからです。また、すぐに行けるかわからないので、3週間ぐらいの都合を聞いておいてください。 これは必ず確認してください。 現調の際のトラブル回避のためです。物件に対して決定権がある人か、または代理として足る人に立ち会ってもらえることが重要です。
連絡先の確認	◎それでは、おうかがいした内容でご紹介できる工務店さんを一週間程度でご連絡いたします。ご連絡先の再確認をさせていただきます。 ※基本は電話での連絡にしたいのですが、電話がNGな場合は、他の連絡方法を聞いてください。FAXかメールが対応可能。SNSまたはショートメールは対応不可。窓口に携帯がないため、確認してください。	最初の日程は事務局から連絡を入れます。再連絡が滞らないよう、連絡先と連絡人を再確認してください。 また、電話がNGな日時も聞いてください。
相談終了	◎「(お電話)ありがとうございました。全木協千葉県協会から再度ご連絡させていただきます。」 ◎高齢の方だと、名前を忘れてしまう可能性があるので、必要であれば、「全木協千葉県協会」とメモに取っておいてもらってください。	

- 想定できる質問
- ◇「ブルーシートの張り直しはしてくれませんか？」  
※工事ができる前提のブルーシートの張り直しは、工務店さんが現調に行くときにやってくれるかもしれませんが、状況を見てシートに記入してください。
  - ◎「おうかがいする工務店さんにはお伝えしておきますね。」  
※原則、新規のブルーシート張り依頼の電話はかかってこないはずですが、もし依頼があったらそれを行っている団体を紹介してください。
- 重要な注意事項
- ☆所有者の部分を開くときには細心の注意を払うこと。  
例えば、相談者は被災された家の親族であるが、その家の所有者が誰なのかわからない。また、その家の所有者は亡くなっていて、空家・近所から直して欲しいと依頼があった場合など。  
※所有者本人、相続人以外の代理人では、修理修繕の契約・依頼内容の決定はできません。
- どなたも順番待ち
- ☆工務をするのがいつ頃になるかを聞かれたら、現在、どの方にも順番をお待ちいただいていることを説明してください。
- 金額は明示しない
- ☆工事価格についての言及は絶対に避けてください。「電話の人がこのぐらいの値段が言ったのに…」というクレームは避けたいですね。  
☆補助金・交付金について、正確な金額は見積りが出ないかわからないので、細かく説明する必要はありません。  
◎「補助金+交付金で工事の20%まで最大50万円がります。」まで十分です。
- 他社さんに依頼している方はなるべくそちらで
- ☆もし、相談者が他社で見積もりを依頼していることが分かった場合は、そちらでやってもらうように誘導してください。  
当窓口が被災住民の方がすでに相談されている会社様の競合先になってしまうのを避けるためです。  
☆すでに他社さんから出てきた見積もりが妥当かどうかを問い合わせるために相談をしてくる被災住民の方もいるかもしれませんが、そのための相談窓口ではないので、丁寧に断りてください。

# 相談受付用ガイドライン

## フリーダイヤル 電話相談窓口(建築士が対応)



## 被災地現地相談窓口 (館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町)



令和元年 月 日

様

一般社団法人 全国木造建設事業協会千葉県協会

事務局： 習志野市東習志野 6-16-31

TEL： 0120-029-289 (月～土 9:00～16:00)

<<千葉県被災住宅応急修理事業>>

## 電話受付完了のお知らせ

この度はご連絡をいただき、ありがとうございます。

被災住宅応急修理を受け付けましたので、確認のためお知らせを郵送いたします。

私たち全木協千葉県協会（ぜんもっきょうちばけんきょうかい）の会員は主に県内に事業所を構える工務店（工事を行う会社）です。日頃は災害時の応急仮設住宅建設の訓練などを行っています。今回は県内での度重なる自然災害で被災した住宅の復旧工事をするを目的に事業を行っています。一日でも早く元の状態に戻るよう、り災証明をお持ちだけでもご自身で工務店を見つけられない皆様のために、千葉県と協力して活動しております。

ご紹介する工務店は、当協会に登録している工務店となります。通常業務と並行して、今回の台風被害の工事に対応させていただいておりますので、どなた様にも順番をお待ちいただいていることをご理解くださいますよう、よろしく申し上げます。

## <工事までの確認メモ>

以下に、今後の流れをご説明申し上げます。備忘録としてご記入の上お使いください。

月 日 <電話受付> → <日程調整>

当協会事務局が登録工務店の訪問日を調整するために **10日から2週間程** お時間をいただいております。少しお待ちいただきたくお願い申し上げます。

月 日 <事務局より訪問日時のご連絡>

ご自宅におうかがいできる登録工務店と日にちが決まりましたら、再度事務局よりご連絡いたします。（**0120-029-289**からお電話いたします）

その際に、なんという名前の登録工務店のなんという名前のものがいつおうかがいするかをお知らせいたします。 工務店名： 担当者名：

月 日 <工務店より、見積もりのための現地調査>

当協会登録工務店が見積もりを作成するためにご自宅（被災した住宅）を訪問させていただきます。訪問時に、可能であれば、 **り災証明書** ・ **建築時などの図面（あれば）** ・ **被害状況の写真（撮ってれば）** ・ **保険を使う方は加入している火災保険の書類** をご用意ください。

なお、この **訪問の際は、ブルーシートの掛けなおしなど、工事作業をすることはありません。**

あくまで見積もり作成のための調査のみとなりますので、その旨ご了承ください。

この後の流れについては、被災状況などにより異なりますので、詳しくは担当工務店と、ご相談のうえ進めてください。なお、経過途中で、ご不明・ご不安な点などがございましたら、全木協千葉県協会事務局（ **0120-029-289** ）までお気軽にご連絡ください。

事業開始当初は相談件数が多く、登録工務店が少なかった為、受付から担当工務店の振り分けまで時間がかかってしまった。



連絡が遅いとクレームが増えてしまった。



見積もり相談を受付けた方へすぐに手紙を送った



## 12月12日 第1回意見交換会

相談受付・現地確認から実際に見積もりをやってみての問題点や改善点を出し合った

→情報の共有

→これから見積もりに行く人にも

令和2年1月9日第2回、

1月22日第3回

2月12日第4回

3月以降、県内の市町村の他各銀行・郵便局の窓口でも配布。

被害の多かった南房総地域の新聞1面に掲載

1/1 号・19号および大雨により住宅に被害を受けた皆様へ

# 修理工事を請け負う 工務店を紹介します

例えばこのようなことでお困りの方、ぜひご相談ください！

Case 1  
お住まいの住宅の  
修理を必要とする方



Case 2  
修理をしたいが  
工務店が  
見つからない方



Case 3  
修理がいつになるか  
分からない方



その他、住宅の修理や工務店でお困りの方

こちらまでお気軽にご相談ください！  
一般社団法人 全国木造建設事業協会千葉県協会  
**0120-029-289**  
電話受付/月曜～土曜 9:00～16:00 (日祝休)

- 全木協千葉県協会に登録している千葉県下の工務店の中からご紹介
- 補助金や交付金のお見積り作成にも対応

※この窓口は「国土交通省住宅整備事業推進等事業費補助金」により運営されています。



内閣府 国土交通省 千葉県

ウラ面は補助金に関する情報もございます。ご確認ください。▶▶ウラ面へ

内閣府 国土交通省 千葉県

台風15号・19号及び大雨により住宅に被害を受けた皆様へ

# 修理工事を請け負う 工務店を紹介します

## 0120-029-289

お住まいの住宅の修理を必要とする方、修理をしたいけれど工務店が見つからない方、修理がいつになるか分からない方、お問い合わせください。

【電話受付】月曜～土曜 9時から16時  
※日曜・祝日はお休みです

一般社団法人 全国木造建設事業協会千葉県協会



**TAJIMA** **台風災害緊急補修材**  
**スーパーブルーシートW**

Super BlueSeat W

表層に天然の砕石砂を圧着することで、  
 紫外線劣化などへの優れた耐久性を発揮します。  
 粘着層付なので緊急補修に最適です。



厚さ: 2.9mm  
 ・1×8m巻…重量: 31kg  
 ・1×3m巻…重量: 12kg

**高耐久改質アスファルトルーフィング**  
**用途: 瓦・スレート・金属屋根補修用**

田島ルーフィング株式会社

東京支店

東京都千代田区外神田4-14-1  
 TEL: 03-6837-8888

2020.10 © PDF

## 簡易ルーフィングの施工

修理の費用が無い被災者の為に  
 アスファルトルーフィングで  
 応急修理を行う

あくまで応急処置であるが  
 数年は持たせることは可能

# 応急修理事例 1 半壊判定 屋根補修

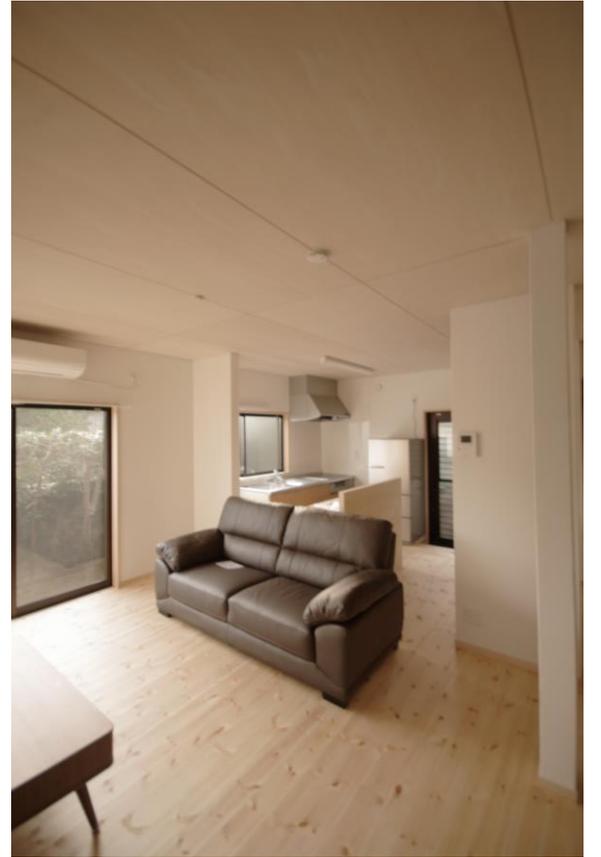




## 応急修理事例 2 全壊判定







2階を撤去して平屋に



台風災害緊急補修材

# スーパーブルーシートW

Super BlueSeat W

表層に天然の砕石砂を圧着することで、紫外線劣化などへの優れた耐久性を発揮します。粘着層付なので緊急補修に最適です。



厚さ: 2.9mm  
・1×8m巻…重量: 31kg  
・1×3m巻…重量: 12kg

高耐久改質アスファルトルーフィング  
用途: 瓦・スレート・金属屋根補修用

田島ルーフィング株式会社

東京支店

東京都千代田区外神田4-14-1  
TEL: 03-6837-8888

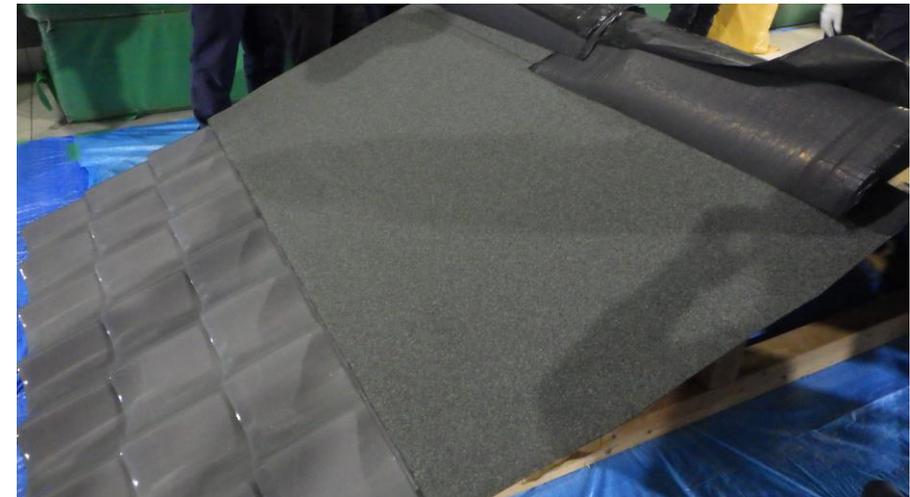
2020.10 © PDF

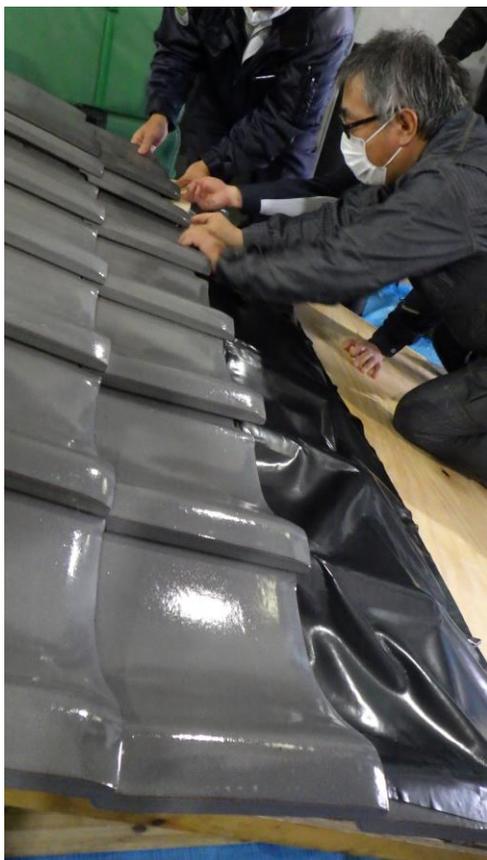
# 補助金内で応急修理が出来ない方向けにアスファルトルーフィングを改良したもので対応





# 2021/12/06 スーパーブルーシート講習会





## <今回の応急修理事業をやってみて分かったこと>

- ・相談件数 251件 内見積もり実施件数 955件 令和2年12月31日現在  
→当初の想定より少ない

その理由として・・・

- ・被災者は出来るだけ地元の業者に修理を頼みたい  
(順番が来るのをひたすら待ち続けている)  
→今年中に終わるかも分からない状態で、また同様の台風がきてしまったら・・・
- ・そもそも補助金の制度があることを知らない人がいる  
→知ってもらうための対策として、地元の銀行の窓口に案内を置いてもらう
- ・火災保険の会社から直接、保険加入者で見積もりをとるあてのない方へ  
案内をしてもらう(加入者の約2割の方があてが無い)

- ・直接廻ってきた県外の業者や地元で最初にとった見積もりが高く、  
相見積を依頼される  
→複数の業者に依頼している人もいる(早く出来る方へ頼みたい等)
- ・補助金の申請から交付決定通知書が出るまでの時間がかかり、  
工事の着工が伸びてしまう。  
→補助金の金額が決定する前に工事を行ってもよいが、  
後でトラブルにならないように十分説明する必要がある。
- ・補助金をもらっても保険にも入っていない人は自己資金で賄えない人もいる  
→そもそも修理自体を諦めてしまう。
- ・市町村で補助金申請受付開始が統一されない為、都度自治体に確認する必要がある。(早いところでも令和元年10月末から、遅いところで令和2年1月から)
- ・火災保険を使って既に修理を終えた人から後で補助金の申請を依頼される。

1日でも早く、1軒でも多くの方が  
日常生活に戻れるように・・・